

## ～学校施設使用における注意事項について～

1. 使用時には1時間につき1枚の電灯券を開放員へ提出すること。  
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1時間につき1枚の電灯券が必要。
2. 冬期間（12月～3月）は1回につき1枚の暖房券を開放員へ提出すること。  
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1回につき1枚の暖房券が必要。  
暖房使用時間が1時間に満たない場合でも、暖房券1枚が必要となります。  
暖房を使用しない場合は、利用開始時に開放員へ申し出てください。その場合、暖房券の提出は不要。
3. 練習試合、卒団式、レクレーション等の使用希望がある場合は、学校の許可を得ること。
4. 使用を中止する際は、前日までに警備会社へ連絡すること。
5. 新型コロナウイルス等の感染症の感染者もしくは発熱・咳などの症状がある場合は、使用をご遠慮ください。
6. 使用を開始・終了するときは、開放員に伝えること。
7. 運動中の水分補給を除き、学校敷地内で飲食をしないこと。
8. 学校敷地内（駐車場、車中を含む）で喫煙をしないこと。
9. 学校の物品や設備の破損に気が付いた際は、直ちに開放員へ報告すること。
10. 壁打ちなど、学校施設を傷つける危険のある行為はしないこと。一般のフットサル団体については、原則パス・ドリブル・フォーメーション練習のみの使用であり、ボールを強く蹴ることやシュート練習はできません。
11. 学校から使用許可の無い備品を無断で使用しない、触れないこと。
12. 体育館・トイレ・水飲み場以外の場所へ立ち入らないこと。
13. 活動終了後は、必ず使用箇所やトイレの清掃を行い原状に回復したうえで、使用時間内に学校敷地内から退出すること。**（次の団体に駐車場を譲ること）**
14. 下半期の使用開初日には、学校開放使用許可申請書（3枚綴り）を開放員へ提出すること。
15. 高校生未満の方は、19時以降の使用をご遠慮ください。

**【お問い合わせ】**

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所8階  
帯広市教育委員会  
生涯学習部スポーツ室スポーツ課 担当:田中(美)・佐々木  
TEL:(0155)65-4210  
メール:[open\\_school@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:open_school@city.obihiro.hokkaido.jp)